

# 抑留者受刑者と

## 反革命罪

編集委員長

日露首脳会談のニュースが流れている頃、「ソ連抑留者、反革命罪の内幕」  
「6万人日本人を避難が罪に」、「樺太長官の捜査記録入手」という見出しで、大津徹男樺太庁長官が自国民を逃がしたことの責任についてソ連刑法の反革命罪で取り調べたときの記録を、全国樺太連盟が入手した、と4月23日の読売新聞が伝えている。

第2次世界大戦後、ソ連に抑留された日本人のうち、予期しない「反革命罪」に問われて受刑者となった人がいる。当然、抑留期間は長く、相当数の人が現地で命を落としている。  
捕虜の扱いで抑留された軍人に比べ、ロシアの情報保全の壁は厚く、解明できない部分が多い。彼らが、どのような罪に問われ、どのような抑留生活を送ったのか、漏れ伝わる情報をもとに調べてみた。

### ●ソビエト連邦の反革命罪とは

1922年制定のロシア共和国刑法57条において「プロレタリア農民政府（ソ連政府）を転覆させようとするず

べての行為」「国際ブルジョアジー（資本主義国）の助けになる行為」はすべて反革命と定義され、反革命の目的で政府に抵抗すること、反革命の目的で文書を作成すること、反革命の目的で民衆を扇動すること、反革命の目的をもった団体に参加すること、目的を知っているといふとまいと反革命の目的を持った活動をした者を幫助すること、これらはすべて犯罪となることと、これらはすべて犯罪となることとが条文で定められた。

1926年の改正された刑法にも反革命は温存され、58条に反革命関連の罪がまとめられて、「ソビエト連邦とソビエト連邦加盟国のプロレタリア農民政府を転覆、破壊または弱体化させる行為、対外的な安全を脅かす行為、プロレタリア革命の経済および政治の成果を破壊または弱体化させる行為は反革命とする」と定め、また「プロレタリアの国際連帯に鑑み、ソビエトに加盟していない他のプロレタリア国家に対しても、同行為を行った場合はすべて反革命とみなす」と定義した。これらの犯罪に加えて、反革命の目的で外国の者に会うことも犯罪となった。

1960年に改正されたロシア・ソビエト社会主義共和国連邦刑法においては「反革命」の文字は消え、前述の犯罪は「国事犯罪」に分類された。しかし「反革命」の文字が消えただけで

実態はあまりかわらず、反ソビエト団体に加入すること、反ソビエト扇動をすること、ソビエト国家を破壊する行為、ソビエト国家を弱体化させる行為、祖国への裏切り、スパイ行為、テロ行為、他のプロレタリアート国家に対する同行為などは引き続き犯罪となるとされたままだった。

その後、スターリン政権維持のために恣意的に運用され、大規模な粛清に使用された。ソ連崩壊後の公開資料には、380万人が裁かれ、65万人が銃殺されたとある。

### ●日本人受刑者の主な罪状と刑罰

- ・第2項（武装蜂起）  
銃殺または国外追放
- ・第4項（ブルジョア活動ほう助）  
3年以上の自由剝奪、財産没収
- ・第6項（スパイ行為）  
銃殺または国外追放
- ・第8項（政府代表らへのテロ行為）  
銃殺または国外追放
- ・第10項（反ソプロバガンダ）  
6カ月以上の自由剝奪
- ・第11項（犯罪準備の組織的行動）  
しかるべき処罰
- ・第14項（国家弱体を狙った怠業）  
1年以上の自由剝奪、財産没収

●樺太における摘発・逮捕  
南樺太や満洲などのソ連占領下で「反革命罪」で逮捕され、受刑者となったのは数千人と言われるが、明確な数は不明である。ただ、受刑者の多くは、1956年の「日ソ共同宣言」で釈放が決まるまで嚴重な監視下に置かれ、過酷に最後まで残された抑留者であった。

南樺太は、特に逮捕者が多く、北海道民生部の記録では約2900人がシベリアに移送された。

摘発は、次の3段階で行われた。  
・第1段階（45年8月下旬〜9月）  
ソ連が南樺太を制圧した直後で、警察幹部や町長らを「戦争協力者」として逮捕した。連行後、いきなり銃殺された人もいる。

・第2段階（45年末〜46年初め）  
日本領有時の行政のトップであった大津樺太庁長官ら樺太庁幹部、司法官や企業の幹部を一齐に逮捕した。官民の指導者層を排除する目的と思われる。

・第3段階（46年2月以降）  
ソ連が南樺太の領土編入を宣言した以降で、対象は一般住民に及び、島からの脱出を禁止した。日本に脱出しようとした日本人や家族を案じて本土から渡ってきた人を「スパイ行為」として逮捕した。

## ●大津敏夫樺太庁長官の状況

1943年7月、樺太庁長官に就任した。当時、北樺太を統治するソ連は開戦前から警戒対象であった。戦争が避けられないとわかると家族を本土に返し、自身は樺太に留まった。

1945年8月9日のソ連対日参戦後、大津長官は8月24日に豊原市がソ連軍に占領されるまで、樺太住民の内地への疎開に尽力した。

赤軍到着と同時に自宅軟禁となった

が、9月23日のソ連の会議の決定で、第2極東方面軍司令官M・A・ブルカーエフと民政局長官D・クリューコフが大津に命令を下し、大津長官は自己の名前で布告することになった。形の上で日本の行政機関が存続したわけは、占領軍と住民の人数の差などが関係している。国民経済のあらゆる面で条例が制定された。12月30日、大津長官は南サハリン内務人民委員部全権の決定で逮捕され、ハバロフスクに送られた。

取り調べ記録のうち、ソ連内務人民委員部の1945年12月7日の逮捕・拘禁決定書によると、当初スターリン政権で国内の粛清に用いた刑法58条の反革命罪の武装蜂起、スパイ行為を適用したが、46年1月12日の基礎決定書の罪状では、「降伏後に6万3000人を日本本土へ避難させた」「公文書

を焼却した」「樺太の情報をも日本政府

に電報で伝えた」といった日本の行政官としての職務遂行に、ソ連の反革命罪のうち第4項「ブルジョワ活動補助」を適用して訴追した。ハバロフスク裁判を経て、シベリアに抑留した。

尋問調書によれば、尋問の開始時刻が「午後11時」「午前1時」とあり、厳しい取り調べをうかがい知ることができる。部下8人もシベリアに抑留され、うち1人が死亡した。

大津長官はシベリア抑留から50年4月に帰国した。家族によれば、抑留の経緯を口にしなかったとのことだ。日本では、元樺太住民で組織する全国樺太連盟の会長も務めた。56年の日ソ共同宣言に関して、国会で全国樺太連盟を代表して意見を述べている。

## ●宮田三郎樺太鉄道局長の状況

当時の部下が遺族に伝えた情報によると、ソ連は樺太鉄道を接收した後、樺太鉄道の宮田局長を「顧問」の形で仕事を付与して、樺太鉄道の運行を続けた。だが、46年9月、突然逮捕された。軍事法廷では、「鉄道部内に反ソ同盟を結成して首領となり、秘密会議で怠業（サポーター・ジュ）を指令した」として、58条14項（国家弱体を狙った怠業）と11項（犯罪準備の組織的行動）を適用されて、自由剥奪10年の判決を

受けた。

宮田局長は、ウラジオストクの監獄に収監された。更にシベリア、タイシエツト周辺の囚人収容所を転々と移された。その間、ソ連の囚人から衣類の入った荷物を強奪された。極寒と食料不足の中、脳出血で倒れ、52年1月死亡した。

## ●ロシアの情報開示

厚生労働省は、日ロ政府間の協定に基づき、ソ連時代の記録を継承しているロシア連邦保安局に情報提供を求めてきたが、思うように進んでいない。

97年からこれまでに計430人の判決内容や逮捕理由などを抜粋した資料を入手している。このうち、死亡者は69人であり、身元の確認ができたのは44人である。

連邦保安局が管理する公文書は、ロシア人でも入手するのは難しい。開示請求は、スターリン時代に無実の罪に陥れた人々のために91年に制定された「政治的弾圧の犠牲者の名誉回復法」に基づいて、本人が遺族が行う。日本人も開示請求は可能であるが、開示対象が政治的弾圧や冤罪を確認された人や、有罪判断のままでも社会的危険ではない罪状と認定された人に限定されており、必ずしも開示されるわけではない。最近では、年10人に満たな

い開示状況である。

91年以降、シベリア地域の捕虜扱いの軍人ら約5万人の死亡者名簿の提供に応じたロシア国立軍事古文書館やロシア連邦国立公文書館とは大きな差がある。これは、単なる窓口の差ではなく、開示資料が戦勝国のエゴによる「反革命罪」の適用に関するものであるがゆえに、少し後ろめたさを持っているせいではないかと思う。

## ●おわりに

抑留者に対して「反革命罪」が適用された背景は、占領当初、民政局長D・クリューコフが45年9月26日、大津樺太庁長官に対し指示した項目を見ると、

- ① 南サハリンの民間のすべての施設、商工業、企業、公営事業における正常の労働を保障すること。回避しているものは、戦時法により労働責任訴追の警告を行うこと、
  - ② 非就労住民は動員方式により労働に着かせること、
- とあり、当初は労働力、技術力の確保がソ連のシベリア開発にとって重要であったことが分かる。
- ただ、その後ソ連領内におけるスターリン政権維持のための大粛清が行われる中、日本人抑留者に対しても同様の粛清が行われた可能性がある。